

第 22 号

平成30年度都市計画事業の経費に対する町負担金（地方財政法関係）について  
平成30年度において熊本県が施行する都市計画事業について、当該事業に要する経費のうち益城町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
街路整備事業（被災市街地復興推進地域内の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1に相当する金額

（提案理由）

平成30年度において熊本県が施行する都市計画事業に要する経費の一部を益城町に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。